

地域密着型通所介護事業所
認知症対応型通所介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 管理者 様

佐久市 高齢者福祉課長

やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱いに関する届出について（通知）

日頃より、本市の高齢者福祉行政に多大なご協力とご理解をいただき、心より御礼申し上げます。

この度、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」等が改正され、やむを得ない事情における人員欠如に係る例外的な取扱いが設けられました。

については、取扱いに該当する事象が生じた場合は、下記のとおり届出書等の提出をお願いします。

なお、本取扱いは、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じた場合に限りですので、適正な人員配置をお願いします。

記

1 提出書類

- (1) やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書(別紙様式11)
- (2) 提出する時点で有効な求人票の写し
- (3) 人員欠如が発生した月の勤務形態一覧表

2 提出方法 電子申請・届出システム

3 提出期限 人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月末日まで

4 その他

提出書類様式等については市ホームページをご参照ください。

佐久市 福祉部 高齢者福祉課 介護保険事業係
TEL：0267-62-3154
Mail:koureisya@city.saku.nagano.jp